

改正債権法の要点解説（12）

—寄託・組合—

改正債権法の要点解説 12 回では、寄託と組合に関する主要な改正点を解説します。寄託は、改正前の民法において要物契約とされていましたが、諾成契約へと変更されました。そのほか従来の判例法理や通説的解釈を明文化した規定が設けられました。組合については、その団体的性格から、従来から解釈上認められてきたことの多くが条文化されました。

第 1 寄託

1 諾成契約

改正前の民法では寄託契約は要物契約（＝効力の発生のために当事者双方の合意だけでなく目的物の給付を必要とする契約）とされていましたが、実務上は倉庫寄託契約を中心に諾成的に行われていたことを踏まえ、改正法では、有償・無償を問わず、寄託契約が諾成契約であることを明らかにしました（657 条）。つまり、当事者の一方（寄託者）が物の保管を委託し、相手方（受寄者）がこれを承諾することにより寄託契約は成立します¹。この改正により寄託契約の成否を巡る解釈上の疑義が消滅すると考えられています。

2 寄託の当事者の権利義務

(1) 寄託物引渡し前の法律関係

寄託契約は寄託者のために締結されるものであり、寄託者が受寄者に生じる損害を賠償すれば、任意に契約関係から離脱することを認めてよく、他方、受寄者についても、取引が一定の段階に達するまでは契約の拘束力を弱めてもよいといえます。そこで、寄託者は、受寄者が寄託物を受け取るまでは契約を解除することができ、解除により受寄者に損害が生じた場合には、受寄者は寄託者に対し損害の賠償を請求することができます（657 条の 2 第 1 項）。他方、受寄者も、無償寄託については、書面による寄託を除き、寄託物の引渡しを受けるまでは契約を解除することができます（同条

¹ 経過措置として、施行日前に締結された寄託契約・付随する契約については従前の例（要物契約）によるとされています（附則 34 I）。

2 項本文・但書)。

(2) 受寄者の義務

改正前の民法では、受寄者は自ら寄託物を保管しなければならず、寄託者の承諾を得なければ第三者にこれを保管させることができませんでした。しかし、再寄託についての実務のニーズ、寄託と同じく人的信頼関係を基礎に置く委任契約では復委任が認められていること（644 条 2）との平仄から、改正法では、寄託者の承諾を得た場合だけでなく、再寄託の必要があるにも関わらず寄託者の承諾を得ることが困難な事情がある場合（＝やむを得ない事由があるとき）についても、再寄託が認められました（658 条 2 項）。

また、第三者から寄託物について訴訟提起その他権利主張がなされた場合における受寄者の寄託者への通知義務や、受寄者が誰に対して寄託物の返還義務を負うのかについての具体的対応が明文化されました（660 条）。

(3) 受寄者の報酬

受寄者の報酬については、改正により諾成契約とされたことで類似する委任契約の受任者に関する規定が準用されます。ただし、成果報酬に関する 648 条の 2 の規定は準用されておりません（665 条、648 条）。

(4) 損害賠償請求、受寄者による費用償還請求の期間制限

寄託物の一部滅失又は損傷によって生じた損害の賠償、及び受寄者が支出した費用の償還は、寄託者が物の返還を受けた時から 1 年以内に請求しなければならないものとされました（664 条の 2 第 1 項）。ただし、このうち損害賠償請求権については、寄託者が物の返還を受けた時から 1 年経過するまでの間は時効が完成しません（同条 2 項）。寄託物の一部滅失又は損傷が、保管中の受寄者の責に帰すべき事由により生じた場合、寄託者はそのことを知り得ず、消滅時効期間の経過後に寄託物を返還されると損害賠償請求ができないという不都合を回避するものであり、賃貸借や使用貸借と同様の考慮に基づくものです。

3 混合寄託の新設

混合寄託（混蔵寄託）とは、受寄者が、寄託を受けた代替性のある寄託物を、他の寄託者から寄託を受けた種類及び品質が同一の寄託物と混合して保管し、寄託されたものと同数量のものを返還する特殊な寄託のことをいいます（665 条の 2 第 1 項・2 項）。本条の新設により、以下に述べるように実務上行われている寄託の一形態の法律関係が明確になりました。

まず、複数の者が寄託した物の種類及び品質が同一である場合、受寄者は、各寄託

者の同意を得て、これらを混合して保管することができます（同条 1 項）。各寄託者は、受寄者に対して自己の寄託物と同数量の物の返還を請求することができます（同条 2 項）。

次に、寄託物の一部が滅失した場合は、寄託者は総寄託物に対する各自の寄託した物の割合に応じた数量の返還を受寄者に請求ことができ、この場合において、寄託者の受寄者に対する損害賠償請求を妨げないとされています（同条 3 項）。

4 消費寄託の規律の明確化

受寄者は契約により寄託物を消費することができますが、寄託された物と種類、品質及び数量の同じ物を返還しなければならない場合を消費寄託といいます（666 条 1 項）。従来は、消費寄託については消費貸借の規定（587 条～592 条）が準用されていましたが、改正法では、基本的には寄託に関する規定が適用されるとした上で、貸主の引渡義務、同種・同量のもを返還することができなくなった場合の借主の価額償還義務についてのみ、消費貸借の規定を準用しています（666 条 2 項）。これは、消費貸借との共通点である目的物の占有と処分権が移転する点に着目したものといえます。

なお、預貯金に関する寄託契約は、受寄者（金融機関）が預かった金銭を運用することを前提とする契約類型であり、消費貸借契約に類似します。これは通常、専ら寄託者の利益を目的とする他の消費寄託とは異なり受寄者（金融機関）も利益を得ることから、消費貸借に関する 591 条（返還の時期）の 2 項と 3 項が準用され、受寄者は返還の時期に定めに関わらず、いつでも返還することができる（2 項）とする一方、返還時期を定めた場合に、受寄者がその時期の前に返還をしたことによって寄託者が損害を受けたときは、寄託者は受寄者に対し損害賠償請求をすることができます（3 項）。

第2 組合

1 団体性を考慮した規律

(1) 他の組合員の債務不履行に対する同時履行の抗弁権、危険負担、解除の規定の適用排除

組合契約も民法上の典型契約であることから、契約総則の規定が適用されます。しかし、共同事業を営む団体創設の合意という組合の「団体的性格」により一定の制約があると従前から解されており、今回の改正では、その旨が明文化されました（667条の2）。

まず、組合契約の締結後は、出資履行請求を受けた組合員は同時履行の抗弁権を主張できません。危険負担の規定も適用されず、一部の組合員の出資が履行不能となっても、他の組合員は出資の履行を拒むことができません（同条1項）。また、各組合員が組合の解散を請求できる場合が「やむを得ない事由があるとき」に限定されていること（683条参照）に照らし、組合員は、他の組合員が債務の履行をしないことを理由として組合契約を解除することはできません（同条2項）。

(2) 意思表示の無効・取消に関する規定の適用の修正

組合契約は組合員の意思表示によって締結されますので、民法の意思表示に関する規定が適用されます。しかし、前述の組合の団体的性格から、意思表示の効力について修正が加えられており、組合員の1人の意思表示の無効・取消原因によっては、組合契約の効力は妨げられません（667条の3）。これにより、組合の外形を信頼して取引関係に入った第三者の利益保護が図られます。

もっとも、意思表示の無効・取消原因のある組合員自身が、組合に出資した財産の返還を求めることは妨げられません。

2 組合の内部関係、外部からの権利行使

(1) 業務執行・代理

① 業務の決定・執行、組合の代理

組合の業務の決定及び執行は組合契約で定めることができ、1人又は数人の組合員又は組合員以外の第三者に業務の決定と執行を委任することができます（670条2項）。

② 組合代理

法人格を持たない組合が第三者と法律行為を行う際に、代理形式を用いることがあります。これを「組合代理」といいます。組合員は、組合員の過半数の同意を得て、他の組合員を代理することができます（670条の2第1項）。

また、組合契約で業務執行者をおいた場合は、その者は業務執行に関する代理権を

有し、業務執行者が複数いる場合は、その過半数の同意を得て各業務執行者が組合員を代理することができます（同条2項）。なお、組合の通常業務（＝常務）については、各組合員、各業務執行者が単独で他の組合員を代理して行うことができます（同条3項）。

(2) 組合の債権者及び組合員の債権者の権利行使

① 組合財産の帰属

組合債務は、組合の団体的性格から、一個の債務として総組合員に帰属し、組合財産がその引当てになると一般的に理解されていましたが、改正法でこの理解が明文化されました（675条1項）。これを受けて、組合の債権者は、その選択に従い、各組合員に対して損失分担の割合又は等しい割合でその権利を行使することができますが、債権者が債権の発生時に各組合員の損失分担の割合を知っていたときは、その割合によって権利を行使することとされています（同条2項）。

従来は、組合債権者が各組合員に対し均等の割合で権利行使するためには、組合債権者の側で組合員相互間の損失分担の割合について善意（＝自分は知らなかったこと）を立証する必要がありました。これに対し、改正法では、組合債権者は原則として損失分担の割合又は等しい割合のいずれかを選択的に権利行使ことができ、組合員において組合債権者が損失分担の割合について悪意（＝知っていたこと）を立証した場合には、組合債権者はその割合に従って権利行使することになります。

② 組合員の債権者による組合財産への権利行使の禁止

個々の組合員の債権者が組合財産に対して権利を行使できないことが明らかにされました（677条）。組合員の債権者は、当該組合員の組合財産上の持分を差し押さえることも、保全することもできず、その債権を自働債権とし組合に対する債務を受働債権として相殺することもできないことになります。これも、組合の団体的性格から組合員固有の財産と組合財産との財産関係を明確にする趣旨に基づく扱いといえます。

(3) 組合員の持分の処分

組合の団体的性格から、組合財産には独立性があり、かつ、組合債権は組合員が共有するのではなく、『合有的帰属』をしている（大審院以来の判例法理）という性質から、各組合員は組合財産である債権に関し、自己の持分についての権利を単独では処分できないと考えられていました。改正法では、この点についても明文化されました（676条2項）。

3 組合員の加入及び脱退、組合の解散・清算に関する規律

(1) 組合員の加入方法

従前は、組合成立後の組合員の加入について、明文の規定が存在しませんでした。改正法では、団体と同様に考えて、組合員全員の同意または組合契約の定めがあるときはそれに基づいて加入できるものとされました（677条の2第1項）。なお、加入した組合員は、加入前に生じた債務については弁済の責任を負わないことも明らかにされており、責任の範囲が明確にされています（同条2項）。

(2) 脱退組合員の責任等

組合から脱退した組合員が脱退前の債務について脱退後も責任を負うのかという点については、従前は明確な規定が置かれていませんでした。改正法では、組合債務が消滅するまでは、脱退組合員と言えどもその責任の範囲内で弁済する責任を負いますが、他方で、当該脱退組合員は、組合に対して担保を供するか、自己の免責を請求することができるものとされました（680条の2第1項）。

そして、脱退組合員が脱退前の組合債務を弁済したときは、組合に対して求償権を有するものとされました（同条2項）。組合員が脱退する際は、通常、脱退時点の組合債務をマイナスの資産として計上して当該組合員への払戻額を計算しており（681条1項）、そうだとすると脱退組合員が脱退後に組合債務を弁済することは他人の債務の弁済にあたるからです。

(3) 組合の解散事由の追加

従前は、組合の解散事由として、「事業の成功」又は「成功の不能」のみが挙げられていました。改正法では、これら以外にも解釈上解散事由であると一般的に解されてきた、①組合契約で定めた存続期間の満了、②組合契約で定めた解散事由の発生、③組合員全員の同意による場合が追加されました（682条）。しかし、組合員が1人になった場合については、組合の団体的性格からすると解散事由とも考えられますが、解散事由にした場合は、例えばJV契約などの組合事業の継続性の観点から異論もあるため、解散事由としては規定されず、各組合契約の解釈に委ねられました。

（執筆者 弁護士 森 直樹）